

原管発官25第637号

平成25年12月20日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課長
金子修一殿

東京電力株式会社
原子力運営管理部



福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、次回修正までの間添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成25年12月20日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁

現行

変更後

Ⅱ－１８

別表２－１ 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（１／５）

略称	警戒事態を判断するEAL
① 原子炉停止機能の異常	原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
③ 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
④ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
⑤ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）	全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
⑥ 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
⑦ 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
⑧ 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑩ 火災又は溢水の発生	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第２条第２項第８号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑪ 障壁の喪失	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

別表２－１ 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（１／５）

略称	警戒事態を判断するEAL
① 原子炉停止機能の異常	原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
③ 原子炉冷却機能の異常（給水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
④ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
⑤ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）	全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
⑥ 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
⑦ 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
⑧ 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑩ 火災又は溢水の発生	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第２条第２項第８号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑪ 障壁の喪失	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

頁

現行

変更後

別表２－１ 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（２／５）

略称	警戒事態を判断するEAL
⑫ 地震	当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
⑬ 津波	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。

別表２－１ 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（２／５）

略称	警戒事態を判断するEAL
⑫ 地震	当該原子炉施設等立地道府県において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
⑬ 津波	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。

注１：警戒事態を判断するEALの詳細な設定については、社内文書に定める。

注２：当該社内文書で定めた詳細な設定について、新たに設定する場合または変更する場合は、内閣府、原子力規制庁、福島県、大熊町及び双葉町に連絡を行う。

Ⅱ－１９

頁	現行	変更後																																																
Ⅱ-23	別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/10) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>② 原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>③ 原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>④ 電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑤ 電源供給機能の異常(その2: 直流電源喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑥ 停止中の原子炉に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑦ 燃料プールに関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	① 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	施設敷地緊急事態	② 原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。	施設敷地緊急事態	③ 原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態	④ 電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	施設敷地緊急事態	⑤ 電源供給機能の異常(その2: 直流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	施設敷地緊急事態	⑥ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	施設敷地緊急事態	⑦ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	施設敷地緊急事態	別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(1/10) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>② 原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>③ 原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>④ 電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑤ 電源供給機能の異常(その2: 直流電源喪失)</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑥ 停止中の原子炉に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑦ 燃料プールに関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	① 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	施設敷地緊急事態	② 原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。	施設敷地緊急事態	③ 原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態	④ 電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	施設敷地緊急事態	⑤ 電源供給機能の異常(その2: 直流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	施設敷地緊急事態	⑥ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	施設敷地緊急事態	⑦ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	施設敷地緊急事態
略称	法令	EAL																																																
① 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	施設敷地緊急事態																																																
② 原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。	施設敷地緊急事態																																																
③ 原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																																
④ 電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	施設敷地緊急事態																																																
⑤ 電源供給機能の異常(その2: 直流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	施設敷地緊急事態																																																
⑥ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	施設敷地緊急事態																																																
⑦ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	施設敷地緊急事態																																																
略称	法令	EAL																																																
① 原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	施設敷地緊急事態																																																
② 原子炉冷却機能の異常(注水機能の喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。	施設敷地緊急事態																																																
③ 原子炉冷却機能の異常(残留熱除去機能喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(3) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																																
④ 電源供給機能の異常(その1: 交流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(4) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。	施設敷地緊急事態																																																
⑤ 電源供給機能の異常(その2: 直流電源喪失)	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(5) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	施設敷地緊急事態																																																
⑥ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(6) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	施設敷地緊急事態																																																
⑦ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(7) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	施設敷地緊急事態																																																

頁	現行	変更後																																															
Ⅱ－２４	別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（２／１０）	別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（２／１０）																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧ 原子炉制御室等に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（８） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（９） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑩ 火災又は溢水の発生</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１０） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑪ 原子炉格納容器機能の異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１１） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑫ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１２） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑬ 障壁の喪失</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１３） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑭放射線量等の検出</td><td>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量上昇 政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑧ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（８） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（９） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑩ 火災又は溢水の発生	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１０） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑪ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１１） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	施設敷地緊急事態	⑫ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１２） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	施設敷地緊急事態	⑬ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１３） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑭放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量上昇 政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。	施設敷地緊急事態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧ 原子炉制御室等に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（８） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（９） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑩ 火災又は溢水の発生</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１０） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑪ 原子炉格納容器機能の異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１１） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑫ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１２） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑬ 障壁の喪失</td><td>通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１３） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑭放射線量等の検出</td><td>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量上昇 政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。</td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑧ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（８） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（９） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑩ 火災又は溢水の発生	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１０） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑪ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１１） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	施設敷地緊急事態	⑫ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１２） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	施設敷地緊急事態	⑬ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１３） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	施設敷地緊急事態	⑭放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量上昇 政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。
略称	法令	EAL																																															
⑧ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（８） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（９） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑩ 火災又は溢水の発生	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１０） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑪ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１１） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	施設敷地緊急事態																																															
⑫ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１２） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑬ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１３） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑭放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量上昇 政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。	施設敷地緊急事態																																															
略称	法令	EAL																																															
⑧ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（８） 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑨ 事業所内通信設備又は外部への通信設備	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（９） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑩ 火災又は溢水の発生	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１０） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑪ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１１） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	施設敷地緊急事態																																															
⑫ 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１２） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑬ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第７条第１項第１号イ（１３） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	施設敷地緊急事態																																															
⑭放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量上昇 政令第４条第４項第１号 第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。	施設敷地緊急事態																																															

頁	現行	変更後												
Ⅱ－25	別表2－2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3／10） <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 360 533 384">略称</th><th data-bbox="533 360 1003 384">法令</th><th data-bbox="1003 360 1151 384">EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 384 533 1374"></td><td data-bbox="533 384 1003 1374"> 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第3条の2（その他原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備 防災業務計画等命令第4条第2項（全てのエリアモニタリング設備） 前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第7条第1号イからハまで及びヘに規定する施設に係る原子力事業所にあつては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に2台以上備え付けるものとする。 </td><td data-bbox="1003 384 1151 1374"></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第3条の2（その他原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備 防災業務計画等命令第4条第2項（全てのエリアモニタリング設備） 前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第7条第1号イからハまで及びヘに規定する施設に係る原子力事業所にあつては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に2台以上備え付けるものとする。		別表2－2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3／10） <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 360 1384 384">略称</th><th data-bbox="1384 360 1854 384">法令</th><th data-bbox="1854 360 2002 384">EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 384 1384 1374"></td><td data-bbox="1384 384 1854 1374"> 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第3条の2（その他原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備 防災業務計画等命令第4条第2項（全てのエリアモニタリング設備） 前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第7条第1号イからハまで及びヘに規定する施設に係る原子力事業所にあつては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に2台以上備え付けるものとする。 </td><td data-bbox="1854 384 2002 1374"></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第3条の2（その他原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備 防災業務計画等命令第4条第2項（全てのエリアモニタリング設備） 前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第7条第1号イからハまで及びヘに規定する施設に係る原子力事業所にあつては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に2台以上備え付けるものとする。	
略称	法令	EAL												
	政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第3条の2（その他原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備 防災業務計画等命令第4条第2項（全てのエリアモニタリング設備） 前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第7条第1号イからハまで及びヘに規定する施設に係る原子力事業所にあつては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に2台以上備え付けるものとする。													
略称	法令	EAL												
	政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/hの放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する省令第3条の2（その他原子力規制委員会規則で定める場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条（原子力規制委員会が定める測定設備） 防災業務計画等命令第4条第1項に規定する全ての排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器（排水口から放出される放射性物質を測定するためのものを除く。）及び同条第2項に規定する全てのエリアモニタリング設備 防災業務計画等命令第4条第2項（全てのエリアモニタリング設備） 前項に掲げるもののほか、通報事象等規則第7条第1号イからハまで及びヘに規定する施設に係る原子力事業所にあつては、原子炉又は使用済燃料貯蔵槽から放出される放射線を測定するためのエリアモニタリング設備をそれぞれの設備がある場所に2台以上備え付けるものとする。													

頁	現行	変更後												
II-26	別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/10) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (2) 放射性物質通常経路放出 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量: 5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ: 通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (2) 放射性物質通常経路放出 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量: 5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ: 通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。		別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(4/10) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (2) 放射性物質通常経路放出 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量: 5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ: 通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (2) 放射性物質通常経路放出 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量: 5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ: 通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。	
略称	法令	EAL												
	政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (2) 放射性物質通常経路放出 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量: 5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ: 通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。													
略称	法令	EAL												
	政令第4条第3項(第3項の定めによること) 前項の定めによることにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1 μSv/h以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する省令第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けるとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 (2) 放射性物質通常経路放出 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量: 5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ: 通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。													

頁	現 行	変 更 後												
Ⅱ－２７	別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（５／１０） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> (3) 火災爆発等による放射性物質放出 政令第４条第４項第３号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ ５０μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第６条第１項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第４条第４項第３号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） 原子炉設置者 実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に、（略）規定する管理区域。 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（２）参照。 通報すべき事象等に関する省令第６条第３項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第４条第４項第３号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第４条第４項第３号イの放射線量の水準を１０分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		(3) 火災爆発等による放射性物質放出 政令第４条第４項第３号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ ５０μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第６条第１項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第４条第４項第３号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） 原子炉設置者 実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に、（略）規定する管理区域。 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（２）参照。 通報すべき事象等に関する省令第６条第３項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第４条第４項第３号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第４条第４項第３号イの放射線量の水準を１０分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること		別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（５／１０） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> (3) 火災爆発等による放射性物質放出 政令第４条第４項第３号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ ５０μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第６条第１項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第４条第４項第３号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） 原子炉設置者 実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に、（略）規定する管理区域。 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（２）参照。 通報すべき事象等に関する省令第６条第３項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第４条第４項第３号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第４条第４項第３号イの放射線量の水準を１０分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		(3) 火災爆発等による放射性物質放出 政令第４条第４項第３号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ ５０μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第６条第１項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第４条第４項第３号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） 原子炉設置者 実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に、（略）規定する管理区域。 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（２）参照。 通報すべき事象等に関する省令第６条第３項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第４条第４項第３号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第４条第４項第３号イの放射線量の水準を１０分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること	
略称	法令	EAL												
	(3) 火災爆発等による放射性物質放出 政令第４条第４項第３号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ ５０μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第６条第１項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第４条第４項第３号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） 原子炉設置者 実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に、（略）規定する管理区域。 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（２）参照。 通報すべき事象等に関する省令第６条第３項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第４条第４項第３号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第４条第４項第３号イの放射線量の水準を１０分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること													
略称	法令	EAL												
	(3) 火災爆発等による放射性物質放出 政令第４条第４項第３号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ ５０μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が５μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する省令第６条第１項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第４条第４項第３号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。 （抜粋） 原子炉設置者 実用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に、（略）規定する管理区域。 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（２）参照。 通報すべき事象等に関する省令第６条第３項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第４条第４項第３号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第４条第４項第３号イの放射線量の水準を１０分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること													

頁	現行	変更後																													
Ⅱ－28	別表2－2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（6／10）	別表2－2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（6／10）																													
	<table> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> <tr> <td></td><td> 通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 </td><td></td></tr> <tr> <td>⑬ 外的な事象による原子力施設への影響</td><td> 通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（14） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑭ 原子炉外臨界蓋然性</td><td> 通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。 </td><td>（対象外）</td></tr> <tr> <td>⑮ 事業所外運搬放射線量上昇</td><td> 政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 </td><td>（対象外）</td></tr> </table>	略称	法令	EAL		通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値		⑬ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（14） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	施設敷地緊急事態	⑭ 原子炉外臨界蓋然性	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	（対象外）	⑮ 事業所外運搬放射線量上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	（対象外）	<table> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> <tr> <td></td><td> 通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 </td><td></td></tr> <tr> <td>⑬ 外的な事象による原子力施設への影響</td><td> 通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（14） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td><td>施設敷地緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑭ 原子炉外臨界蓋然性</td><td> 通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。 </td><td>（対象外）</td></tr> <tr> <td>⑮ 事業所外運搬放射線量上昇</td><td> 政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 </td><td>（対象外）</td></tr> </table>	略称	法令	EAL		通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値		⑬ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（14） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	施設敷地緊急事態	⑭ 原子炉外臨界蓋然性	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	（対象外）	⑮ 事業所外運搬放射線量上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。
略称	法令	EAL																													
	通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																														
⑬ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（14） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	施設敷地緊急事態																													
⑭ 原子炉外臨界蓋然性	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	（対象外）																													
⑮ 事業所外運搬放射線量上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	（対象外）																													
略称	法令	EAL																													
	通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす 通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																														
⑬ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（14） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	施設敷地緊急事態																													
⑭ 原子炉外臨界蓋然性	通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	（対象外）																													
⑮ 事業所外運搬放射線量上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	（対象外）																													

頁	現行	変更後												
Ⅱ－２９	別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（７／１０） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬ 事業所外運搬放射性物質漏えい</td><td> 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第３条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第３条並びに第５条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第４条並びに第１０条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第４条並びに第７条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 </td><td>(対象外)</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑬ 事業所外運搬放射性物質漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第３条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第３条並びに第５条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第４条並びに第１０条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第４条並びに第７条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)	別表２－２ 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく通報基準（７／１０） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑬ 事業所外運搬放射性物質漏えい</td><td> 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第３条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第３条並びに第５条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第４条並びに第１０条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第４条並びに第７条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 </td><td>(対象外)</td></tr> </tbody> </table> 注１：施設敷地緊急事態を判断するEALの詳細な設定については、社内文書に定める。 注２：当該社内文書で定めた詳細な設定について、新たに設定する場合または変更する場合は、 内閣府、原子力規制庁、福島県、大熊町及び双葉町に連絡を行う。	略称	法令	EAL	⑬ 事業所外運搬放射性物質漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第３条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第３条並びに第５条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第４条並びに第１０条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第４条並びに第７条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)
略称	法令	EAL												
⑬ 事業所外運搬放射性物質漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第３条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第３条並びに第５条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第４条並びに第１０条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第４条並びに第７条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)												
略称	法令	EAL												
⑬ 事業所外運搬放射性物質漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第３条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第３条並びに第５条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第４条並びに第１０条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第４条並びに第７条第１項第１号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第２項第１号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)												

頁	現行	変更後																																																
Ⅱ－３３	別表２－３ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（１／６） <table data-bbox="394 411 1128 1302"> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> <tr> <td>① 原子炉停止機能の異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>③ 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（３） 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>④ 原子炉格納容器機能の異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（４） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑤ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（５） 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑥ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（６） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑦ 電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（７） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> </table>	略称	法令	EAL	① 原子炉停止機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	全面緊急事態	② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態	③ 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（３） 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態	④ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（４） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	全面緊急事態	⑤ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（５） 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	全面緊急事態	⑥ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（６） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。	全面緊急事態	⑦ 電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（７） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	全面緊急事態	別表２－３ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（１／６） <table data-bbox="1245 411 1980 1302"> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> <tr> <td>① 原子炉停止機能の異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>③ 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（３） 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>④ 原子炉格納容器機能の異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（４） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑤ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（５） 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑥ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（６） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑦ 電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（７） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> </table>	略称	法令	EAL	① 原子炉停止機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	全面緊急事態	② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態	③ 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（３） 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態	④ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（４） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	全面緊急事態	⑤ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（５） 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	全面緊急事態	⑥ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（６） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。	全面緊急事態	⑦ 電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（７） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	全面緊急事態
略称	法令	EAL																																																
① 原子炉停止機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	全面緊急事態																																																
② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態																																																
③ 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（３） 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態																																																
④ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（４） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	全面緊急事態																																																
⑤ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（５） 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	全面緊急事態																																																
⑥ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（６） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。	全面緊急事態																																																
⑦ 電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（７） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	全面緊急事態																																																
略称	法令	EAL																																																
① 原子炉停止機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１） 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	全面緊急事態																																																
② 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（２） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態																																																
③ 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（３） 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	全面緊急事態																																																
④ 原子炉格納容器機能の異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（４） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	全面緊急事態																																																
⑤ 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（５） 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	全面緊急事態																																																
⑥ 電源供給機能の異常（その１：交流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（６） 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。	全面緊急事態																																																
⑦ 電源供給機能の異常（その２：直流電源喪失）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（７） 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。	全面緊急事態																																																

頁	現行	変更後																																										
Ⅱ－３４	別表２－３ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（２／６） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧ 原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（８） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑨ 停止中の原子炉に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（９） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑩ 燃料プールに関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑪ 原子炉制御室等に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１１） 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑫ 障壁の喪失</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１２） 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑬ 放射線量等の検出</td><td>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量異常上昇 法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</td><td>全面緊急事態</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑧ 原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（８） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	全面緊急事態	⑨ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（９） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	全面緊急事態	⑩ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	全面緊急事態	⑪ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１１） 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	全面緊急事態	⑫ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１２） 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	全面緊急事態	⑬ 放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量異常上昇 法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。	全面緊急事態	別表２－３ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（２／６） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧ 原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（８） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑨ 停止中の原子炉に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（９） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑩ 燃料プールに関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑪ 原子炉制御室等に関する異常</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１１） 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑫ 障壁の喪失</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１２） 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑬ 放射線量等の検出</td><td>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量異常上昇 法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</td><td>全面緊急事態</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑧ 原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（８） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	全面緊急事態	⑨ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（９） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	全面緊急事態	⑩ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	全面緊急事態	⑪ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１１） 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	全面緊急事態	⑫ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１２） 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	全面緊急事態	⑬ 放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量異常上昇 法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。	全面緊急事態
略称	法令	EAL																																										
⑧ 原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（８） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	全面緊急事態																																										
⑨ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（９） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	全面緊急事態																																										
⑩ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	全面緊急事態																																										
⑪ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１１） 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	全面緊急事態																																										
⑫ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１２） 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	全面緊急事態																																										
⑬ 放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量異常上昇 法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。	全面緊急事態																																										
略称	法令	EAL																																										
⑧ 原子炉冷却機能の異常（炉心損傷の検出）	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（８） 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	全面緊急事態																																										
⑨ 停止中の原子炉に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（９） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	全面緊急事態																																										
⑩ 燃料プールに関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１０） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	全面緊急事態																																										
⑪ 原子炉制御室等に関する異常	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１１） 原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	全面緊急事態																																										
⑫ 障壁の喪失	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１２） 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	全面緊急事態																																										
⑬ 放射線量等の検出	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 （１）敷地境界放射線量異常上昇 法第１５条第１項第１号 第１０条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。	全面緊急事態																																										

頁	現行	変更後												
II-35	別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(3/6) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は10分間以上検出された場合に限る。) 5μSv/h 二 (以下、略) (2)放射性物質通常経路異常放出 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は10分間以上検出された場合に限る。) 5μSv/h 二 (以下、略) (2)放射性物質通常経路異常放出 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)		別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(3/6) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は10分間以上検出された場合に限る。) 5μSv/h 二 (以下、略) (2)放射性物質通常経路異常放出 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は10分間以上検出された場合に限る。) 5μSv/h 二 (以下、略) (2)放射性物質通常経路異常放出 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)	
略称	法令	EAL												
	政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は10分間以上検出された場合に限る。) 5μSv/h 二 (以下、略) (2)放射性物質通常経路異常放出 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)													
略称	法令	EAL												
	政令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 政令第6条第2項(政令で定める測定方法) 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 政令第6条第3項(政令で定める基準) 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は10分間以上検出された場合に限る。) 5μSv/h 二 (以下、略) (2)放射性物質通常経路異常放出 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ)													

頁	現行	変更後												
Ⅱ-36	別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(4/6) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (3) 火災爆発等による放射性物質異常放出 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (3) 火災爆発等による放射性物質異常放出 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。		別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(4/6) <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td> 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (3) 火災爆発等による放射性物質異常放出 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL		令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (3) 火災爆発等による放射性物質異常放出 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
略称	法令	EAL												
	令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (3) 火災爆発等による放射性物質異常放出 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。													
略称	法令	EAL												
	令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (3) 火災爆発等による放射性物質異常放出 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する省令第13条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。													

頁	現 行	変 更 後																								
Ⅱ－３７	別表２－３ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（５／６） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子力施設への影響</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１３） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑮ 原子炉外臨界</td><td>政令第６条第４項第３号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</td><td>（対象外）</td></tr> <tr> <td>⑯ 事業所外運搬放射線量異常上昇</td><td>政令第６条第３項 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 （略） 三 第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</td><td>（対象外）</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑭ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１３） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	全面緊急事態	⑮ 原子炉外臨界	政令第６条第４項第３号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	（対象外）	⑯ 事業所外運搬放射線量異常上昇	政令第６条第３項 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 （略） 三 第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量 10mSv/h	（対象外）	別表２－３ 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項の原子力緊急事態宣言発令の基準（５／６） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子力施設への影響</td><td>通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１３） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>全面緊急事態</td></tr> <tr> <td>⑮ 原子炉外臨界</td><td>政令第６条第４項第３号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</td><td>（対象外）</td></tr> <tr> <td>⑯ 事業所外運搬放射線量異常上昇</td><td>政令第６条第３項 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 （略） 三 第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</td><td>（対象外）</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑭ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１３） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	全面緊急事態	⑮ 原子炉外臨界	政令第６条第４項第３号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	（対象外）	⑯ 事業所外運搬放射線量異常上昇	政令第６条第３項 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 （略） 三 第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量 10mSv/h	（対象外）
略称	法令	EAL																								
⑭ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１３） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	全面緊急事態																								
⑮ 原子炉外臨界	政令第６条第４項第３号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	（対象外）																								
⑯ 事業所外運搬放射線量異常上昇	政令第６条第３項 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 （略） 三 第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量 10mSv/h	（対象外）																								
略称	法令	EAL																								
⑭ 外的な事象による原子力施設への影響	通報すべき事象等に関する省令第１４条第１項イ（１３） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	全面緊急事態																								
⑮ 原子炉外臨界	政令第６条第４項第３号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	（対象外）																								
⑯ 事業所外運搬放射線量異常上昇	政令第６条第３項 法第１５条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 （略） 二 （略） 三 第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量 10mSv/h	（対象外）																								

頁	現行	変更後												
Ⅱ－38	別表2－3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（6／6） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑰ 事業所外運搬放射性物質異常漏えい</td><td>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td><td>(対象外)</td></tr> </tbody> </table>	略称	法令	EAL	⑰ 事業所外運搬放射性物質異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)	別表2－3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（6／6） <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th><th>法令</th><th>EAL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑰ 事業所外運搬放射性物質異常漏えい</td><td>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td><td>(対象外)</td></tr> </tbody> </table> 注1：全面緊急事態を判断するEALの詳細な設定については、社内文書に定める。 注2：当該社内文書で定めた詳細な設定について、新たに設定する場合または変更する場合は、<u>内閣府、原子力規制庁、福島県、大熊町及び双葉町に連絡を行う。</u>	略称	法令	EAL	⑰ 事業所外運搬放射性物質異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)
略称	法令	EAL												
⑰ 事業所外運搬放射性物質異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)												
略称	法令	EAL												
⑰ 事業所外運搬放射性物質異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	(対象外)												